

駒込中学校の建替え等を考える会 会則（案）

（名 称）

第1条 この会は、駒込中学校の建替え等を考える会（以下、「本会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 本会は、豊島区立駒込中学校（以下、「学校」という。）の生徒の学習の場及び生活の場としての安全・安心で快適な学校環境を確保するため、教育内容・方法の多様化及び情報化や環境保護等の社会情勢の変化に対応した、また、生涯学習や地域活動等のまちづくりの拠点としての学校施設づくりを推進することを目的とする。

（協議事項等）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- （1）学校施設づくりに必要な調査・研究を行うこと。
- （2）学校改築等の基本構想をまとめ、豊島区教育委員会並びに豊島区長に提言すること。
- （3）学校改築等の基本構想の実現に向けた活動を推進すること。
- （4）その他、学校施設づくりに関すること。

（構 成）

第4条 本会は、次に掲げる団体等から推薦、または、選出された者で構成する。

- （1）学校のPTA、同窓会、学校運営協議会
- （2）学校通学区域内の町会及び居住する者の団体等
- （3）学校通学区域内で活動する地域団体等
- （4）豊島区、教育委員会及び学校

（役員等）

第5条 本会の役員の構成及び職務は次のとおりとする。

- （1）会長、副会長、その他の役員は、委員の中から互選によって定める。
- （2）会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- （3）副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。

（任 期）

第6条 委員及び役員の任期は、本会の設立の日から学校の改築等が終了するまでとする。

（会議運営等）

第7条 本会は会長が召集し、会議を主宰する。

- 2 本会は、必要に応じて部会等を置くことができる。
- 3 豊島区内に住民登録を有する者は、会議を傍聴することができるものとする。但し、必要がある場合は、委員のみで会議を開催できるものとする。
- 4 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 5 委員は、地域及び学校関連団体等の意見が充分反映されるよう協議するものとする。

（事務局）

第8条 本会の事務局は、豊島区教育委員会事務局教育部学校施設課に置く。

（会則の改正）

第9条 この会則に変更の必要が生じたときは、会において協議のうえ改正するものとする。

- 2 この会則に定めのない事項については、会において協議のうえ定めるものとする。

付 則

- 1 この会則は、令和7年4月18日から施行する。